

令和4年2月14日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

**愛知県まん延防止等重点措置が延長されたため
現在の公共施設の利用制限措置を継続します。**

豊川市では、愛知県まん延防止等重点措置の延長に伴い、公共施設の利用時間短縮及び利用者数の上限などの措置を3月6日まで継続します。

記

- 1 利用時間（変更なし）
通常時午後9時以降の利用が可能である施設について、午後9時まで。
 - 2 利用者数の上限（変更なし）
収容定員に対して50%以下
（大声での歓声、声援等の無いことを前提とする場合であっても50%以下とします。）
 - 3 飲食を伴う行事等（変更なし）
不可（ただし、個人で用意する水分の補給を除く。）
 - 4 期間
令和4年3月6日（日）まで
- ※ 各施設の状況、利用条件、イベントの中止等は、市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.toyokawa.lg.jp/singatacorona/event/index.html>



【お問合せ先】

（施設利用制限等に関すること）

豊川市役所 市民部文化振興課 坂田 宮嶋

TEL:0533-84-8411 Eメール：bunka@city.toyokawa.lg.jp

（広報・ホームページに関すること）

豊川市役所 秘書課 中村 杉本

TEL:0533-89-2121 Eメール：info@city.toyokawa.lg.jp

※ 詳しくは、各担当課等にお問い合わせください。